

釧路工業高等専門学校
新型コロナウイルス対応
ガイドライン

令和4年3月24日作成

釧路工業高等専門学校

目次

【第1章】 釧路高専における基本方針等について	1
1. 基本方針	
2. 組織体制	
3. 釧路高専内における感染症警戒レベルの設定	
4. 行動指針	
【第2章】 感染症対策と手続き	3
1. 新型コロナウイルス感染症に関する基礎知識	
2. 感染症対策	
3. 体調不良を生じた時	
4. 新型コロナウイルス感染症禍における学級閉鎖等の基準	
5. 新型コロナウイルス感染症発生時の消毒マニュアル	
【第3章】 連絡体制等	18
1. 連絡手段	
2. 公表方針	
3. 連絡先等	

改正： 令和4年4月21日
 令和4年9月 7日
 令和4年9月21日

【第1章：釧路高専における基本方針等について】

1. 基本方針

本校における新型コロナウイルス感染症に対する基本方針を以下のとおり定める。

- (1) 北海道や地域の感染状況に応じて、釧路高専独自の「感染症警戒レベル」を設定し、レベルごとの行動指針をもとに感染症予防対策を徹底する。
- (2) 校内感染・寮内感染が広がらないよう、クラスター防止対策に万全を期する。
- (3) コロナ禍においても、学生の「学びを止めない」よう、学びの機会を保証する。
- (4) 保健所や医療機関と連携を密にして対応する。

2. 組織体制

釧路高専危機管理規則第12条の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症に関する危機対策本部」を設置し、上記基本方針のもと、組織的に迅速に対応する。

(1) 構成員 ※ ◎：本部長 ○：副本部長

◎校長、副校長（○教務主事、学生主事、寮務主事、校務主事、専攻科長）、各分野長、一般教育部門（理系長、文系長）、各センター長、図書館長、事務部長、技術長、総務課長、学生課長

(2) 対応事項

- ① ガイドラインの作成・改訂
- ② 感染警戒レベルの設定
- ③ 対応方針の決定
- ④ 各種情報収集

3. 釧路高専内における感染症警戒レベルの設定

以下の表を参考に、地域の感染状況等その他を総合的に勘案したうえで、釧路高専内における新型コロナウイルス感染症警戒レベルを、新型コロナウイルス対策本部にて設定する。

釧路高専内における 感染症警戒レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
北海道の指標 ※釧路地域に換算	レベル1	レベル2 ①～③すべてを満たす	レベル3	レベル4
新規感染者数	散発的に発生	①10万人あたり15人/週を超える		
病床使用率		②20%を超える	50%を超える	100%を超える恐れ
重傷者用病床使用率	一般医療が安定的に確保されている	(②20%を超える)	(50%を超える)	
療養者数		③10万人あたり20人を超える		
国の措置		道から国への要請を検討	緊急事態宣言 (一般措置区域) まん延防止等重点措置	緊急事態宣言 (特別措置区域)
釧路高専の状況	感染者数0名	感染者数1名以上	感染者が複数名 学生・教職員間で感染	クラスター発生 (5名以上)

※ 北海道の指標は、令和3年12月8日北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室「新型コロナウイルス感染症に関する北海道におけるレベル分類」を参照

4. 行動指針

以下の行動指針を参考に、対応する。

その他、国や北海道からの指針等も参考に、最終的には、対策本部で決定する。

	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
授業	感染症対策をしたうえで通常どおり実施	感染症対策をしたうえで通常どおり実施	一部、遠隔授業や分散登校等の実施を検討	遠隔授業又は分散登校の実施
学校生活等	感染症対策を実施。 密になる活動は自粛。	感染症対策を実施。 密になる活動は自粛。 不要不急の移動はしない。	感染症対策を実施。 密になる活動は自粛。 不要不急の移動はしない。 平日 17:00 完全下校 土日祝日は原則登校不可。 遠隔授業期間は原則登校不可。	感染症対策を実施。 密になる活動は自粛。 不要不急の移動はしない。 授業終了後直ちに下校 土日祝日及び遠隔授業期間は原則登校不可。
学生寮	開寮を継続	開寮を継続 帰省は可能な範囲で自粛。	開寮を継続 帰省は基本的に自粛。 やむを得ない場合は保護者の送迎を原則とする。	原則として開寮を継続し、帰省等の移動は強く自粛を求める。ただし、やむを得ない場合、希望者には保護者の送迎により帰省を認める。
課外活動（学内） ※自主的な活動も含む。	感染症対策をしたうえで実施	感染症対策をしたうえで実施	原則活動禁止とするが、高体連・高専大会等が直近にあり、参加を予定する団体に関しては、「課外活動基準」に基づき、活動を許可する。	原則活動禁止とするが、高体連・高専大会等が直近にあり、参加を予定する団体に関しては、「課外活動基準」に基づき、活動を許可する。
課外活動（学外）	感染症対策をしたうえで実施	感染症対策をしたうえで実施	原則参加禁止とするが、高体連・高専大会等に関しては、「課外活動基準」に基づき、参加を許可する。	原則参加禁止とするが、高体連・高専大会等に関しては、「課外活動基準」に基づき、参加を許可する。
学校行事 イベント	感染症対策をしたうえで実施	感染症対策を実施し、縮小・実施方法の変更などを検討したうえで実施する。	感染症対策を実施し、縮小・実施方法の変更などを検討したうえで実施するかどうかも含め、検討する。	原則実施しないが、卒業式・入学式等のイベントは開催方法を工夫したうえで極力実施することを検討する。
広報活動 地域貢献活動	感染症対策を実施したうえで通常どおり実施する。	感染症対策を実施したうえで通常どおり実施する。 感染症地域で地域貢献活動を実施する場合は、感染症対策を実施したうえで実施できるか検討し、判断する。	感染症対策を実施したうえで実施できるか検討の上、判断する。 感染症地域で地域貢献活動を実施する場合は、感染症対策を実施したうえで実施できるか検討し、判断する。	原則実施しない。
研究活動	感染症対策をしたうえで実施	感染症対策をしたうえで実施	感染症対策をしたうえで実施	学外者との対面での研究は自粛する。
教職員の勤務	通常勤務を基本とするが、在宅勤務も可	通常勤務を基本とするが、在宅勤務も可	通常勤務を基本とするが、在宅勤務も可	在宅勤務を推奨する。
会議	対面会議 Web 会議も可	対面会議 Web 会議も可	対面会議 Web 会議を推奨	Web 会議を推奨
教職員の出張	感染症対策を実施したうえで許可	感染症対策を実施したうえで許可	感染症対策を実施したうえで許可	校長が許可をした場合に限り認める。
図書館利用	感染症対策を実施したうえで閉館する。	感染症対策を実施したうえで実施する。	原則、学内者のみの利用とする。	原則、学内者のみの利用とする。
施設の外部貸出	感染症対策を実施したうえで貸出を行う。	感染症対策を実施したうえで貸出を行う。	原則、貸出はしない。	貸出はしない。

※感染症地域：緊急事態宣言・まん延防止措置区域内

【第2章：感染症対策と手続き】

1. 新型コロナウイルス感染症に関する基礎知識

■ 感染経路

感染者（無症状病原体保有者を含む）から咳、くしゃみ、会話などの際に排出されるウイルスを含んだ飛沫・エアロゾル（飛沫よりさらに小さな水分を含んだ状態の粒子）の吸入が主要感染経路と考えられています。（WHOは、一般に、5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ（約3,000個）が飛ぶと報告しています。）

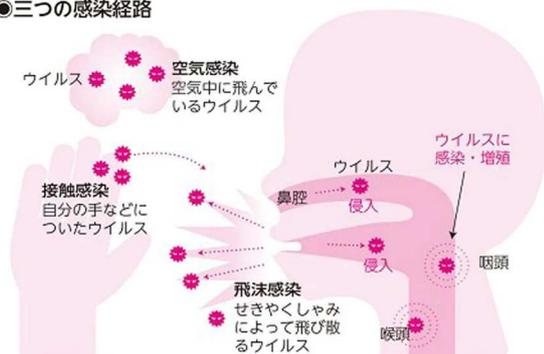
コロナウイルスの環境下での生存期間は、プラスチック表面で72時間、ボール紙で24時間とされています。

「エアロゾル感染」 厳密な定義がない状況にあるが、感染者から近い距離でのエアロゾル曝露による感染を示唆する報告があります。一般的に1m以内の近接した環境で感染しますが、エアロゾルは空気中にとどまることから、密閉空間などにおいては1mを超えて感染が拡大するリスクがあるとされています。

「接触感染」 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染することを言います。

ウイルスの感染部位と侵入経路

●三つの感染経路



1. 微細な飛沫とエアロゾル粒子が富裕している空気を吸い込む

2. 飛沫や微粒子が、覆われていない粘膜に付着する

3. ウイルスを含む気道分泌物で汚染された手指、あるいはウイルスで汚染された環境やモノの表面に触れた手指で粘膜に触れる

■ 潜伏期・感染可能期間

潜伏期は1～14日間で、曝露から5日程度で発症することが多い。ただし、オミクロン株は潜伏期が2～3日、曝露から7日以内に発症することが多いとされています。曝露から発症するまでの中央値は2.9日、99%が10日までに発症するとされます。発症前から感染性があり、発症から間もない時期の感染性が高く、感染可能期間は発症2日前から発症後7～10日間程度と考えられています。

■ 主な症状

発症時の症状は発熱、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常、関節痛が多いが、オミクロン株による感染では、ウイルスが上気道で増殖しやすい特性に伴い、鼻汁、頭痛、倦怠感、咽頭痛などの感冒様症状が多い。また、味覚・嗅覚障害の症状の頻度は減少している。

■ 罹患後症状

罹患後の一部に急性期の症状が持続したり新たな症状が出現したり、症状の再燃が見られることがある。WHOはこれらの症状が少なくとも2か月以上続き、ほかの疾患で説明がつかないものを罹患後症状としています。代表的な罹患後症状として、疲労感・倦怠感、関節痛、筋肉痛、咳、喀痰、息切れ、胸痛、脱毛、記憶障害、集中力低下、不眠、頭痛、抑うつ、動悸、下痢、腹痛、睡眠障害、筋力低下等があります。

2. 感染症対策

感染力が強く、潜伏期間が短いオミクロン株の感染拡大を予防するためには、一人ひとりが感染予防対策を正しく理解し、きちんと守ることが必要です。学生・教職員の皆さんは下記の感染症対策について、十分理解し、実践してください。

(1) 距離の確保

* 3密を避ける

- 密閉空間⇒換気の悪い空間
- 密集空間⇒多くの人が集まる空間
- 密接空間⇒互いに手を伸ばしたら触れる距離（最低1m以上可能な限り2メートル）

(2) 手指衛生（手洗い・手指消毒）を心がける

ウイルスの侵入は手を介して目・鼻・口から侵入する。必要な場面で正しい方法で実施する。

- 校舎に入る際は、玄関に設置したアルコールで手指消毒を行う。
- こまめに手洗い、手指消毒を行う。手洗いは30秒程度かけて石けんで丁寧に洗う。
- 手洗いや手指消毒のタイミング
 - 校舎に出入りするとき
 - 教室や実験室・研究室等に出入りするとき
 - トイレの後
 - 咳やくしゃみ、鼻をかんだ後
 - 食事の前後
 - 共有物（パソコンやスイッチなど）をさわった後
 - 帰宅後

(3) マスクを正しくフィットさせて装着

ウイルスの侵入をしっかりブロック！

- マスクは不織布マスクを着用する。
※肌に合わない場合などは、布マスクで飛沫の飛散を防護する。
- しっかりフィットさせて着用する。（鼻を出したり下げたりして着用しない）
- マスクの着用は政府の方針や学校の方針に従って実施する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000942783.pdf>

■ マスクやフェイスシールドの効果 (スーパーコンピュータ「富岳」によるシミュレーション結果)

対策方法	なし	マスク			フェイスシールド	マウスシールド	
	吐き出し飛沫量	100%	20%	18-34%	50%*2	80%	90%*2
	吸い込み飛沫量	100%	30%	55-65*2	60-70%*2	小さな飛沫に対しては効果なし (エアロゾルは防げない)	

*2 豊橋技術科学大学による実験値

(4) 換気の実施

エアロゾルによる感染の対策として換気が有効とされています。換気の目安として、一般的に二酸化炭素濃度を用います。

本校の卒業研究のデータによると、授業中の二酸化炭素濃度は、ロスナイを回しドアを解放していても1200~1400ppmとなっています。換気が必要換気量を満たすよう、二酸化炭素濃度は1000ppmを越えない事が望ましいとされています。(厚生労働省)

- 機械換気は常にONにする。
- 窓やドアを開けて自然換気をすること。45分(授業(1コマ)ごと)1回は5分以上2方向の窓やドアを開ける。始業時、昼休み、午後4時頃の3回は、全窓を開けて換気する。
- * 気候上可能な限り常時、困難な場合は30分に1回以上窓を開け自然換気することが望ましい。しかし、授業を中断しての窓の解放が困難である場合は、授業(1コマ)ごとに(45分以上にならないよう)実施する。
- * 室内の二酸化炭素濃度が800ppm以下なら集団感染は起こりにくいという知見がある。

(5) 普段の清掃・消毒

- 各教室に物品消毒用の除菌シートを設置しているので、机・椅子は各自清拭消毒を行う。
- 教卓、出席簿、黒板消し、電気のスイッチ、ドアノブ、窓ノブなどは、掃除の際清拭消毒を行う。
- 演習室などで使用したキーボード、マウス、タブレット等は使用前後に清拭消毒を行う。
- * 消毒は対象物に触れることで効果が発揮される。

噴霧の際は吸入しないように注意をし、消毒したい箇所に吹きかけてからムラのないよう清拭消毒をする。

(6) 健康観察と行動記録

- 毎日健康状態のチェックと体温測定を必ず実施し、体調をWEB入力する。
- 平常時は行動記録の提出を求められることはないが、提示を求められた場合はすぐに提示出来るよう記録すること。特に平熱が高い場合は、体温を記録しておくこと。

※最新データでは10代の発症者の50%は発熱の症状があり、約60%に咳やのどの痛みの症状が見られています。毎朝の検温・体調確認を行い、自身の体調を確認する機会にしましょう。

(7) 感染情報の確認

地域の感染状況に注意するとともに、学校からの情報、道や市からの情報をこまめに確認するよう心がけること。できる限り感染流行地域への移動は控え、感染流行地域からの来訪は控えてもらうよう理解を求めること。

(8) 対面授業における留意点

- 日頃から学校が示す基本的な予防対策を遵守し、規則正しい生活をする。
- 登校前に体温測定、体調確認を行いWEBで報告すること。
- 教室に入る前に手洗い、手指の消毒をすること。
- 会話が深い授業や、実験などで距離が近くなるなどでは、飛沫感染を防ぐためフェイスシールドまたはゴーグルの着用をお願いする場合があるが、マスクなしでの着用は避けること。
- 授業中、体調不良が生じた場合は、速やかに教員に伝え保健室に行くか、自室に戻るとともに体調について学級担任・専攻科指導教員に報告すること。発熱など感染が疑わしい症状がある場合は、受診をすること。
(2. 体調不良を生じた時」を参照)
- 学生も教員とともに教室の換気に努めること。

3. 体調不良を生じた時

発熱や感冒様症状（咳、全身倦怠感、鼻汁、鼻閉、咽頭痛、頭痛、関節痛、筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐）などがある場合は登校を控えてください。

(1) 発熱や感冒症状等がある場合

- 登校前：かかりつけ医に電話相談し、受診または自宅待機の指示を受けた場合には登校せず保護者等から、学級担任又は副担任へ連絡する。（不在時は学生課）
- 登校後：授業中、体調不良になった場合は授業担当教員に報告してから保健室へ行き、看護師の指示に従い、原則保護者の迎いで帰宅する。公共交通機関の利用は避ける。保護者と相談の上、受診をする。
- 寮内：宿直教員または寮職員に申し出る。感染を疑う症状と認める場合は隔離部屋で待機する。原則として保護者の迎いで帰宅とするが、遠方などで帰宅が困難な場合は速やかに受診をする。（寮のガイドラインに従う）

※9ページ：別紙『体調不良時の対応について』を確認してください。

(2) 受診方法

- ①かかりつけ医がある場合は、事前に電話相談をする。かかりつけ医で対応可能な場合は、受診し、検査（医師の判断で）をしてもらう。
- ②かかりつけ医で対応出来ない場合は、近医に電話し受診出来るか確認する。それでも受診先がない・見つからない場合は下記に連絡し、医療機関を紹介してもらう。

○ 北海道釧路保健所

0154-65-5811 平日8:45~17:30

FAX: 0154-65-5352

○ 北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター

0120-501-507 フリーコール・24時間

FAX: 011-206-0732

③受診する際の交通手段についても、受診先に相談し確認してから受診すること。

(受診先によっては PCR 検査をクリニックで実施してくれるところもあるが、ドライブスルーで行うなど決まりがあるので、検査を希望する場合も必ず伝え指示を確認する。)

(3) 受診結果

学生は受診結果を学級担任又は副担任、専攻科指導教員に報告する。(不在の場合は学生課に連絡)

※ 連絡を受けた教職員は、以下の項目について、次ページの「新型コロナウイルス感染を疑う症状等に関するチェックリスト」に基づき、当該学生から聞き取りを行う。

聞き取ったチェックリストは学生課において保管し、危機対策本部等における議論の基礎資料とする。

新型コロナウイルス感染を疑う症状等に関するチェックリスト

学年/組・分野 _____ 通学区分 自宅・寮・下宿・アパート・その他()
 学生氏名 _____

① 発熱及び咳などの感染を疑う症状が現われた日		令和 年 月 日	
体温	℃	時現在	
具体的な症状			
② 「医療機関」を受診した場合		・ 受診日	令和 年 月 日 時ごろ
・ 受診医療機関名			
・ 今後の見通し等に係る医師等の所見・助言内容			
・ PCR検査を受けた場合	検査結果	陽性・陰性・その他	受検日 令和 年 月 日
・ 医師から指示された出席停止期間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
③ 保健所からの指示があった場合		保健所担当者名	
・ 連絡日時		令和 年 月 日 時ごろ	
・ 指導・助言内容(自宅待機・登校可否)			
④ 現在の学生の様子・症状 (熱(体温), 咳, 下痢などの症状)			
学生の待機場所(療養場所)			
学生の最終登校日		令和 年 月 日	
⑤ 感染した場合		発症日	令和 年 月 日
発症日から2日前から、本日までの本校関係者との接触状況、授業・補習・部活動等への参加状況症状等		月 日	
		月 日	
		月 日	
		月 日	
		月 日	
		月 日	
いつからどんな症状が出ていたか			
⑥ 情報共有		教職員への情報共有可否	可・否
		濃厚接触者等他の学生への情報共有可否	可・否
		ウェブサイトへの掲載	可・否

確認者 _____

『体調不良時の対応について』

1. 登校可否について

状態	登校可否
体温37.5℃以上 または平熱時より0.5℃高い	体調不良がなくても出席停止
体温が平熱より0.5℃以上高く且つ 風邪症状等がある	出席停止
咳、全身倦怠感、鼻汁、鼻閉、咽頭痛、頭痛、関節痛、筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐等の感染を疑う 症状がある	原則出席停止

2. 出席停止となる症状がある場合

- 1) 寮生の場合は、感染拡大防止のため、可能であればすぐに帰省をお願いします。
- 2) 発熱・風邪症状等ある場合は、抗原検査またはPCR検査を実施している医療機関での受診をお願いします。
- 3) 登校後に発熱や体調不良等が見られた場合は、看護師の確認の後早退措置とします。
保護者に迎えをお願いする場合がありますので、ご対応くださるようお願いいたします。
※寮生は、体温に関係なく、風邪症状がある場合はすぐに寮の教職員に申し出てください。

3. 出席停止後の登校再開について

- 1) 出席停止に該当する場合は、原則医療機関を受診し、登校再開については医師の指示に従ってください
- 2) 感染の疑いのある症状(発熱や風邪症状等)が見られるが検査での確認が出来ていない人は、薬を服用していない状態で、1日を通して症状が消失した日を0日として、3日目から登校可能となります。
- 3) 微熱(37.0℃~37.4℃)が見られるが、他に症状がなく、すぐに(1時間以内)平熱に戻りその後微熱や症状がない場合
⇒感染拡大予防のため、その後の体調・体温確認を継続的に実施し、人との接触を避けるなど注意して、翌日から登校してください。*体温表への記入要
- 4) 出席停止に該当する症状が数日間続いている場合
⇒医療機関を受診し、健康上(感染上)問題がないことを確認してから登校してください。
- 5) 37.0℃~37.4℃で特に症状がない場合、24時間発熱や風邪症状等がないことを確認してから登校してください。
*数日間、朝・夕の検温の記録を付けていただく場合があります。

※この基準は、市内の感染状況に応じて、随時変更することがありますので、ご了承ください。

(4) 感染者、濃厚接触者、感染疑い者の取り扱いについて

※ 教職員は、「出席」・「登校」を「出勤」と読み替えてください。

制限解除基準一覧	
分類	出席停止期間と制限解除基準
陽性	発症者 発症日（症状が出現）を0日目として7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した後8日目から登校開始 * 症状軽快とは解熱剤なしで解熱、呼吸器症状の改善
	無症状者 検体採取日を0日目として7日間経過し引き続き症状がない場合8日目から登校開始 加えて、5日目の抗原定性検査（医療用キット）により陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に登校開始 ¹⁾
濃厚接触者	陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）または住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方の翌日から5日間（接触した日を0日とする）は原則出席停止。または保健所の指示に従う。 ※ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査（医療用キット）により陰性確認が出来れば、3日目で待機解除可
同居家族が濃厚接触者	濃厚接触者となった同居家族のPCR検査の結果が判明するまで、かつ濃厚接触者となった同居家族の最終登校（出勤）日の翌日から3日間経過し症状が出現しないことを確認した後登校可
同居家族の学校や勤務先などで感染が確認された	原則登校可能だが、聞き取りにより同居家族の感染リスクが高い、または詳細が不明の場合は、同居家族の最終登校日（出勤日）翌日から3日間（学級閉鎖等の期間がこれよりも短い場合はその日数）経過し、学生及び同居家族に症状が出現しないことを確認した後に登校可
²⁾ 学校で定めた「感染の可能性のある者」になった	職場や学校、知人から感染の可能性があることと連絡があった場合は、5日間（6日目解除）は出席停止 → 陽性者と最後に接触した日の翌日からカウント ※ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査（医療用キット）により陰性確認が出来れば、3日目で待機解除可
軽い風邪症状がある、接触のあった友人が陽性になった等から、不安であるため、自分の判断で検査を行う場合	風邪症状等がある場合は登校を控え、症状がない場合でも検査結果（陰性）が判明するまで出席停止
感染疑い者（検査では確認出来ないが、発熱や感冒様症状が見られる人）	薬を服用していない状態で、1日を通して症状が消失した日を0日として、3日目から登校可能
同居の家族が感染疑い者	家族に風邪症状がある場合は、家族（同居者）の方の症状が消失するまで出席停止 ※受診した場合は医師の指示に従う。
上記に該当する場合は、最終接触日の翌日から7日間を経過するまでは、自身で、健康状態の確認やリスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等感染対策を行ってください。※症状がないことが前提となります。	
1)	7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、健康状態の確認や会食等は避ける等、感染予防行動を徹底すること。
2)	(5)「接触者のリストアップと対応方法」参照

* 感染疑い者：感冒様症状（発熱、咳、全身倦怠感、鼻汁、鼻閉、咽頭痛、頭痛、関節痛、筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐）がある方

* 症状が消失した日：1日の間を通して感冒様症状が継続して消失している状態となった日。発症当日にすぐ症状が治まった場合は、翌日が症状消失日となります。

* 抗原定性検査キットは感度が低いため無症状者の使用は推奨されません。陽性であっても陰性とする場合があるため自身で検査し陰性となっても確定にはなりません。

(5) 「接触者のリストアップと対応方法」

接触者のリストアップと対応方法（学生）

陽性者がマスクをしていた場合

次に一つでも当てはまる者＝感染の可能性がある者

- ①陽性者と長時間一緒にいた、マスクをしていない学生
- ②陽性者と同じテーブルで食事をした学生
- ③その他
 - 1) 鼻が出ていた、不織布マスクではなかったなど、マスクを適切に着用していなかった場合
 - 2) 換気の悪い狭い空間に30分以上いた場合
 - 3) 教室等で30分以上1メートル以内の接触があった場合
 - 4) 寮生（アパート、下宿を含む）の同室者
 - 5) 寮の浴室で密な状態で入浴した場合

陽性者がマスクをしていなかった場合

次に一つでも当てはまる者＝感染の可能性がある者

- ①陽性者と同じクラスのマスクをしていない学生
- ②陽性者と同じテーブルで食事をした学生
- ③陽性者と特別仲の良いマスクをしていない学生
- ④陽性者と換気の悪い環境で過ごした学生（狭い部屋で部活動を実施した場合）
- ⑤その他
 - 1) 鼻が出ていた、不織布マスクではなかったなど、マスクを適切に着用していなかった場合
 - 2) 教室等で1メートル以内の接触があった場合
 - 3) 会話時に陽性者が「1メートル以内で咳やくしゃみをしていた」、「1メートル以内で大きな声を出していた」場合
 - 4) 寮生（アパート、下宿等を含む）の同室者
 - 5) 寮の浴室で密な状態で入浴した場合

接触者のリストアップと対応方法（教職員）

状 況

陽性者と手の触れることのできる距離（1m以内）で、必要な感染予防対策なし（お互いマスクなし又は陽性者がマスク着用なし、マスクを正しく着用できていない状態）で15分以上の接触があった状態。

上記の状況下で陽性者と次の接触が一つでもあった者＝感染の可能性がある者

- 1) 会話
- 2) 飲食
- 3) 喫煙
- 4) 換気の悪い室内での空間を共有
- 5) 休憩室等で寝具を共有
- 6) 車に同乗



上記でリストアップされた学生・教職員は「感染の可能性のある者」として、5日間の外出自粛とする。

（学生：原則、特別欠席とする。なお、無症状や症状が軽症など、場合によっては遠隔授業も可とする。）

（教職員：状況により職専免又は在宅勤務とする。在宅勤務は無症状又は症状が軽症である場合とする。）

ただし、7日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認やハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等避け、マスクを着用する等感染対策を実施する。

(6) 課外活動

新型コロナウイルス感染症禍における本校における課外活動（部活動等）における取り扱いは以下の基準に従うものとする。

○コロナ禍における課外活動基準（抜粋）

（令和3年8月23日 新型コロナウイルス感染症に関する危機対策本部了承）

（対象）

第1 課外活動を許可される学生は、次の要件を全て満たすものとする。

- ① 学校内においてマスクの着用・手指消毒を徹底している学生
- ② 毎日検温を行い検温システムに登録し、発熱（37.0℃以上）のない学生（長期休業明けについては、システム登録の他に記録用紙を顧問に提出する。）
- ③ 発熱以外で体調不良のない学生

（活動開始時期）

第2 活動を開始しようとする日以前の2週間において前項①及び②の要件を満たした者は、活動を開始できる。ただし、一度活動が認められ発熱等の理由により活動を停止された場合は、回復をもって活動を再開できる。

（活動後対策）

第3 全道大会及び全国大会に出場又は釧路管外へ移動を伴う活動及び釧路管外からの参加者と接することのある活動等に参加する学生は、万が一、活動中に感染している可能性を考慮し、大会等離脱後2週間の検温記録を記録用紙に記入し、顧問に提出すること。

（報告）

第4 学級担任又は分野長及び顧問は、第1項及び第3項の実行を怠っている学生又は不正に報告等を行った学生がある場合は、その理由等を記載した書面を作成し、顧問を通じて校長に報告する。

（可否）

第5 校長は、前項による報告があった場合は、原則として、当該学生の活動を停止するものとする。

(7) 特別欠席

学生が37度5分以上の発熱又は風邪症状等がある場合は、学校保健安全法の規定に準じ、「出席停止」として、病院受診を勧め、自宅や学生寮等で静養をするものとする。

その際、学生が登校できる状態に回復するまで、本校では「特別欠席」扱いとする。

この出席停止措置により、授業に出席できない又は定期試験を受験できない等の状況があれば、登校可能後に補習・補講や追試験等の措置を行うので、学級担任と相談すること。

4. 新型コロナウイルス感染症禍における学級閉鎖等の基準

(1) 学級閉鎖の基準

①検討

クラス内に新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者（学校で認定した感染の恐れがある者も含む。）に指定された学生がいる場合に、危機対策本部で検討する。

②基準

- i 同一の学級において複数の学生等の感染が判明した場合
- ii 感染者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- iii 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- iv その他、保健所の助言等を踏まえ、校長が必要と判断した場合

③学級閉鎖の期間

上記②の陽性者又は濃厚接触者が最後にクラスの学生と接触した日から換算して、5日間（土日祝日を含む。）を目安に、学級閉鎖の期間とする。

例	-2日	-1日	発症日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
本人	感染可能期間 登校		発症 登校	陽性 欠席	以降10日目まで療養期間（出校停止）				
学級	授業			学級閉鎖（5日間）					授業再開

(2) 学年閉鎖・学校閉鎖の基準

①検討

複数のクラスにまたがり新型コロナウイルス感染症に感染した学生がいる場合に、危機対策本部で検討する。

②学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

③学校閉鎖

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

④学年閉鎖・学校閉鎖の期間

原則として、学年閉鎖・学校閉鎖となる前日（前日が土日祝日の場合は直近の学校開校日）から換算して、5日間を目安に、閉鎖の期間とする。この期間でクラス内の感染増加が収まった場合は6日目から授業再開とする。

5. 新型コロナウイルス感染症発生時の消毒マニュアル

(1) 感染者が確認されたときの消毒の実施者・消毒作業の流れ

- 学内および寮内の消毒は保健所の指示により実施するが、手順については学内のマニュアルに従って行う。
- 実施者は、原則として保健所の指示に従うが実施可能な教職員で行う。物品に接触することによる感染リスクはゼロではないため、大人数では実施しない。
- 学内および寮内全体の消毒が必要となった場合は、専門業者への依頼も検討する。

■ 消毒が必要となる箇所

- ・学内・寮内の、陽性者が接触した可能性のある施設の共有部分

ドアノブ、階段手すり、トイレ、机やテーブル、椅子、照明スイッチ等

*床や靴底にウイルスが存在していてもそれが感染の要因となった報告はない。靴底の消毒については、安全な方法がなく、作業が増えて必要な対応がおろそかになる等リスクがあるとされ、推奨されない。国立感染症研究所より

*無症状の濃厚接触者が触れたものの消毒は不要である。

- ・学寮の居室について

*オミクロン株がプラスチック上では8日間生存するといわれていることから、必ず消毒を実施する。

■ 消毒作業の流れ

1) 事前準備

目に見える汚れがある時には消毒効果が減弱するため、汚れを除去してから消毒する。

2) 消毒準備 (保健室内線「7236」に連絡)

- ① 消毒実施チームのリーダーを決め、消毒方法について確認する。(本マニュアルの確認)
- ② 消毒は60%以上のアルコールでの実施とし、ビニール袋の中にペーパータオルを入れ、アルコール液をたっぷり浸したものをたくさん準備する。(バケツ等でも可)
- ③ 使用済みのペーパータオルを破棄する袋も準備する。
- ④ 消毒エリアを選定する。
- ⑤ 人数分の个人防护具の準備
 - ・マスク・手袋は基本装備とする。
 - ・目の保護のためのゴーグルまたはフェイスシールド(必要時)
 - ・ガウン、エプロン*撥水性のレインコート、ゴミ袋等で代用可(必要時)

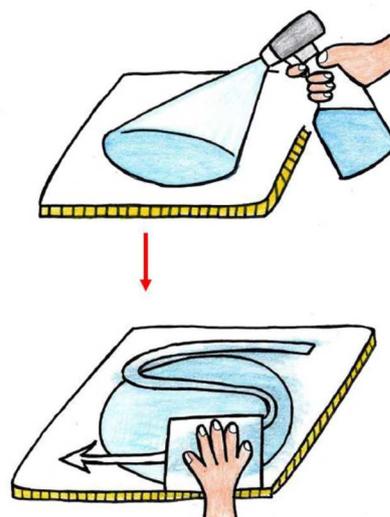
X

薬液をクロスに噴霧する

薬液を
吸入して
体に良くない



対象物に直接噴霧する



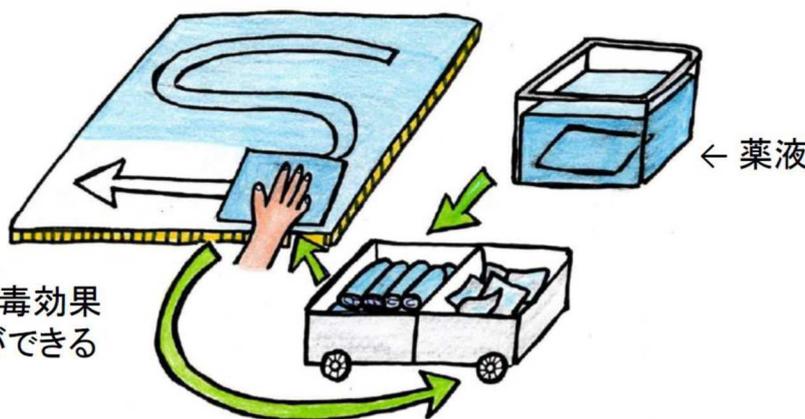
消毒効果が不均一になってしまいます



② 十分に
濡らしたクロスで拭く

① 薬液で濡らしたクロスを
たくさん用意する

③ 均一な消毒効果
を得ることができる



④ 一定の面積を拭いたら
次の新しいクロスと交換する

※スプレー型の消毒液を直接噴霧すると確実に量が噴霧されず吸引毒性があること、ウイルスの舞い上がりの可能性があるため、ペーパータオルなどにしみこませて拭き取りで実施する。

3) 消毒の実施

① リーダーが消毒箇所毎の分担者を決定する。

*居室等の消毒清掃の場合は必ず実施者を明確にしておく。

② 手袋とマスクは基本装備とするため、実施者は必ず装着する。

③ 消毒するときは十分な換気を行う。

- ④ 消毒作業は上から下に行う。
- ⑤ 拭き取り消毒は同一方向に行い、後戻りしない。
- ⑥ 1回拭き取るごとにペーパータオル等は廃棄し、使い回さない。
- ⑦ 作業中、薬剤臭が強いと感じた場合は、薬剤臭が消えるまで、十分な換気を行う。
- ⑧ 拭き終わったペーパータオル等は順次ポリ袋等に捨てる。

4) 個人防護具の着脱の順番

① 装着の順番

手指消毒 → (ガウン等) → マスク → (ゴーグル等) → 手袋

② 外す順番

手指消毒 → 手袋 → 手指消毒 → (ゴーグル・ガウン等→手指消毒) → マスク → 手洗い



*ひとつの動作ごとにアルコール消毒実施

5) ゴミの廃棄について

ゴミ袋の口ををしぼる際は、屋外で空気を抜きしぼり破棄する。

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『**ごみの捨て方**』に沿って、「**ごみに直接触れない**」「**ごみ袋はしっかりしばって封をする**」そして「**ごみを捨てた後は手を洗う**」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせませす。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりしばります。

③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみ袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- 『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



環境省公式HP

■参考資料等

- 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（国立感染症研究所）
- 厚労省ホームページ・経済産業省ホームページ
- 『新型コロナウイルス感染症に対する感染管理』国立感染症研究所 国立国際医療研究センター 国際感染症センター
- 日本産業衛生学会『職域のための新型コロナウイルス感染対策ガイド』2021.5.12 更新
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第7.2版
- 『新型コロナウイルス感染症対策』北海道医療大学認定看護師研修センター感染症専門看護師・感染管理認定看護師
感染管理分野主任教員 原 理加先生講義資料 *本マニュアルは原先生からの助言を受けて作成

【第3章：連絡体制等】

1. 連絡手段

新型コロナウイルス感染症に関する連絡事項（罹患情報・基準等の制定・改正・注意喚起・学級閉鎖情報等）に関しては、以下の方法により、教職員、学生・保護者及び地域のみなさまにお知らせする。

- ①本校ウェブサイトへの掲載（主に保護者・一般の方向け）
⇒【COVID-19】新型コロナウイルス感染症に対する対応について に集約
- ②Microsoft Teams（学生向け）
⇒授業等に関して必要な情報をお知らせする。
- ③さくら連絡網（学生向け）
⇒授業等に関して必要な情報をお知らせする。
- ④メール（教職員向け）

2. 公表方針

（1）方針

本校は、学生及び教職員に、新型コロナウイルス感染症に罹患した者が生じた場合は、地域への感染拡大防止における社会的責任を果たすため、原則としてその事実を社会に公表する。

（2）公表方法

- ①本校は、学生及び教職員がPCR検査等を受検し、結果が陽性であった場合は、速やかに公表する。
- ②公表方法は、本校ウェブサイトへの掲載による。
- ③公表内容は、陽性者及びその家族や濃厚接触者等の個人情報保護及び人権尊重へ配慮した上で、陽性者及び必要に応じてその接触者の区分（学生・教職員）、人数、本校の対応及び理解・配慮の依頼とする。

また、日々の陽性者数についても、当分の間、公表する（公表内容は次ページのとおり）。

（3）公表に当たっての留意事項

- ① 公表方針の承諾
公表に当たっては、陽性者及び保護者等に対して、改めて承諾を得る。
- ② 公表により懸念される事項

公表により、陽性者及びその家族や濃厚接触者等を特定しようとする行為、誹謗中傷、いじめ等が懸念される。これを防ぐため、学生及び教職員に対して、陽性者等の個人情報保護及び人権尊重への理解と配慮について周知する。

(ウェブサイト公表内容(日々の陽性者数))

新型コロナウイルス感染状況に関する情報公開

令和〇年〇月〇日(〇) 〇時現在

PCR検査等陽性者数	〇名
------------	----

※上記の人数は、本校の学生及び教職員のうち、現在療養期間中の者の人数であり、既に登校又は出勤している者は含みません。

※濃厚接触者等については、学校では状況を把握しますが、人数の公表は行いません。

なお、濃厚接触者及びその他の接触者で必要と判断した者については、登校又は出勤しておりません。

3. 連絡先等

○教職員勤務時間内(平日8:30~17:00)

学級担任・専攻科指導教員

学生課修学支援係 0154-57-7222

学生課学生支援係 0154-57-7224

学生課事務係 0154-57-7226

○教職員勤務時間外(平日17:00以降、土日祝日)

本校警備員室 0154-57-7203